

議案第8号

児童手当に係る繰出しについての一部改正について

児童手当に係る繰出しについての一部改正を次のように定める。

令和6年11月22日 提出

阪神水道企業団
企業長 吉田延雄

児童手当に係る繰出しについての一部改正

児童手当に係る繰出しについて（平成24年議案第7号議決）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(繰出金額)</p> <p>1 構成団体の繰出金の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 3歳に満たない児童に係る給付に要する<u>経費の5分の3</u></p> <p>(2) 3歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童に係る給付に要する<u>経費</u></p> <p>2 省略</p>	<p>(繰出金額)</p> <p>1 構成団体の繰出金の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 3歳に満たない児童に係る給付に要する<u>額（第3号に掲げる額を除く。）の15分の8</u></p> <p>(2) 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する<u>額（第3号に掲げる額を除く。）</u></p> <p>(3) <u>児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条に規定する給付に要する額</u></p> <p>2 省略</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この議決は、議決の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

(経過規定)

- 2 この議決による改正前の児童手当に係る繰出しについてに基づく令和6年9月分までの児童手当に係る繰出しについては、なお従前の例による。

(理由)

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が令和6年6月12日に公布され、これによる改正後の児童手当法（昭和46年法律第73号）が令和6年10月1日に施行されたことに伴い、地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費の取扱いについて、所要の改正を行うものである。